

第1 実施規程の制定

この実施規程は、一般社団法人マリノフォーラム21（以下「当会」という。）がスマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号農林水産事務次官依命通知）及び水産業のスマート化推進支援事業実施要領（令和3年12月21日付け3水推第1202号水産庁長官通知）に基づいて、水産業のスマート化推進支援事業（以下「本事業」という。）についての基本的事項を定め、もって本事業の円滑な運営に資することを目的とする。

第2 本事業の趣旨

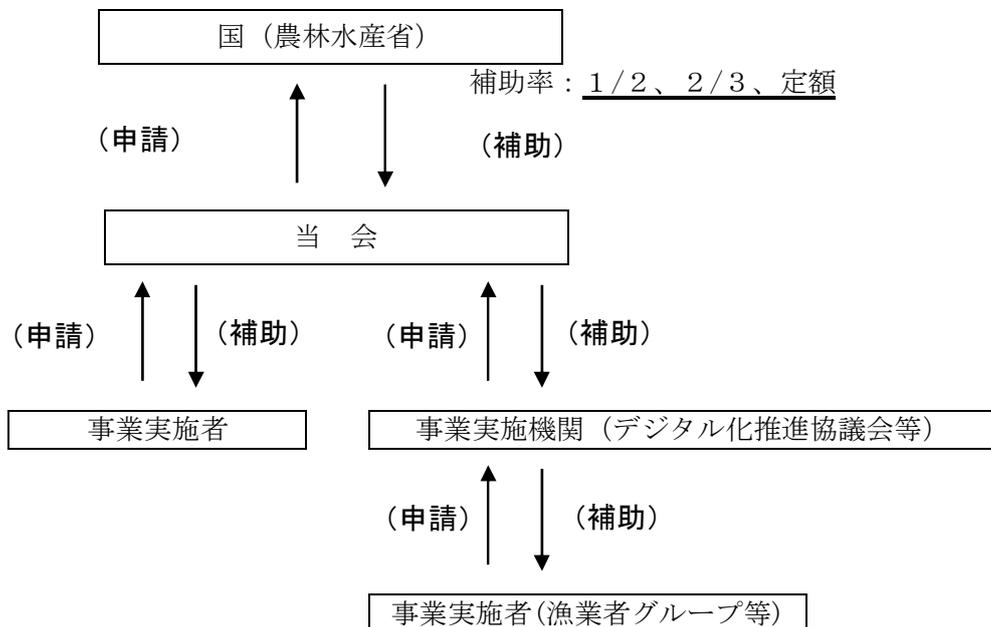
ポストコロナを見据えた水産業の成長産業化を、水産資源を適切に管理しつつ進めるためには、スマート水産技術による大幅な生産性向上が不可欠である。

一方、機械・システム導入費による経費増加で利益が生まれにくいことや、漁場環境や資源の把握は直接的に利益を生み出すものとなっていないことが、スマート水産技術の現場への導入の高いハードルとなっている。

そのため、本事業はスマート水産技術を効率的に導入できるよう、水産業支援サービスを通じた利用や一括発注による価格低減・データの高度利用による生産性向上などの優良事例を創出し、事業成果をモデルケースとして生産現場に還元する取組を支援しようとするものである。

第3 本事業のスキームと定義

1 本事業のスキーム



2 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

- (1) 漁業者  
漁業又は養殖業を行う経営体（個人又は法人）とする。

- (2) 事業実施者  
別表3に掲げる事業種類毎に定められるものであって、当会に直接又は事業実施機関を通じてスマート水産機械等導入計画を提出し、承認された計画に基づき事業を実施する者とする。

(3) 事業実施機関

事業実施機関は、次のいずれかに掲げる者であって、別表2の2及び3に掲げる事業において、事業実施者からの助成金の申請等のとりまとめ、助成金の交付その他事業の推進にあたり必要な指導、検討等を行う者とする。

ア デジタル化推進協議会等の協議会

行政機関、試験研究機関、漁業協同組合、民間企業等で構成される地域ごとに漁獲情報収集等のデジタル化を推進する任意団体。

イ 都道府県漁業協同組合連合会又は都道府県漁業協同組合。

ウ 漁業又は養殖業に従事する者を主たる構成員とする団体及びその団体を構成員とする連合会等であって、団体の目的、団体の意志決定機関及びその決定方法を含んだ規約を有し、水産庁長官が認めるもの。

(4) 水産業支援サービス

別表1に掲げるサービスとする。

3 当会の役割

当会は、助成の対象とする機械等の選定並びに事業実施機関及び事業実施者の申請の受付及び承認を行うとともに、助成金の申請等の受付及び承認、助成金の交付並びにその他事業の運営及び指導監督を行うものとする。

第4 事業の内容と補助率

本事業のメニュー及び内容は別表2に掲げるとおりとする。また、本事業の事業実施者、採択要件、補助率及び補助額上限は、別表3に掲げるとおりとする。

また、事業実施機関の附帯事務費にかかる補助率及び補助上限は、別表4に掲げるとおりとする。

第5 事業期間

交付決定の日から当会が別途定める日までとする。

第6 補助対象経費

1 事業及び附帯事務に要する経費のうち、補助対象経費の範囲は、別表5に掲げるとおりとする。ただし、機械等整備費については、次に掲げる要件を満たすこととする。

(1) 第8の2において水産庁長官の承認を受けた機械等であること。

(2) 新品であること。

(3) 利用期間は、法定耐用年数以上とすること。

(4) 本事業で導入する機械等において、そのシステムサービスの提供者が利用者からデータ等を取得しようとするときは、個人情報に配慮するとともに、必要に応じて、データの帰属やデータの利用範囲について、利用者との間に契約を結ぶこと。

2 なお、別表2に掲げる事業メニューのうち、一括発注タイプによる機械等の導入においては、当会と販売元との価格交渉後の価格を補助対象経費とすることとする。

第7 事業実施機関の事業に要する経費

1 助成申請

(1) 事業実施機関は、事業に要する経費について助成金の交付を受けようとする場合は、別途指定する様式により当会に対して交付申請を行うものとする。

(2) 当会は、(1)の交付申請書の提出があった場合は、その交付申請書の内容が適当であると認められるときは、予算の範囲内において別記様式第1号により交付決定を行うことができる。なお、当会は、交付決定に際し、事業実施に当たり事業実施機関が遵守すべき条件を付すことができるものとする。

(3) (1)に定める交付申請書の提出期限は、当会が別に定める日までとする。

(4) (2)で交付決定を受けた内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は別途指定する様式により助成金変更承認申請書を作成し、(1)及び(2)に準じて処理するものとする。ただし、補助対象経費の増又は補助対象経費の3割を超える減を伴わない軽微な計画の変更を行おうとする場合は、事前に当会と協議の上、速やかに当会へ報告することで足りるものと

する。

(5) その他、別途公募要領等で定めるとおりとする。

## 2 助成金の交付

当会は、次に定めるところにより予算の範囲内で事業実施に必要な経費について、事業実施機関に交付するものとする。

- (1) 交付決定を受けた事業実施機関が概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別途指定する様式により概算払請求書を作成し、当会に提出するものとする。
- (2) 当会は、(1)の申請があった場合、審査の上、適当であると認められる場合は助成金を交付するものとする。
- (3) 当会は、3の申請があった場合には、事業の完了を確認した上で助成金の額を確定し、事業実施機関に通知したのち助成金を交付するものとする。
- (4) 当会は、事業実施機関に対する支払額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- (5) (4)の返還期限は、当会が事業実施機関に助成金の返還を命令した日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に定めなければならないものとする。

## 3 事業実績の報告

事業実施機関は、当該事業の成果等について事業終了後遅延なく、別途指定する様式の事業実施機関実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

## 第8 機械等の選定

- 1 本事業の助成の対象とする機械等は、漁業・養殖業においてICT技術等を活用して生産性の向上・効率化に資する機械等のうち、次の要件のいずれかを満たすものを対象とする。
  - (1) 漁業において、水温、塩分、潮流、漁獲量、入網状況等のデータや漁海況・操業データ等を収集・活用し、操業の効率化や省エネ・省力化といった生産性の向上のために活用するもの。
  - (2) 養殖業において、水温、塩分、潮流、養殖魚の摂餌状況等のデータ等を収集・活用し、養殖生産物の成育状況・環境の把握、給餌量の調整及び最適化など、生産活動の効率化や省エネ・省力化といった生産性の向上のために活用するもの。
  - (3) その他、ICT、IoT等の先端技術を活用し、水産資源の持続的利用と水産業の持続的成長の両立の実現に資するもの。
- 2 当会は、別途定める委員会設置要領に則り、外部の有識者を含む選定委員会を設置して、(1)～(3)の要件を満たす機械等を募集・選定し、水産庁長官の承認を受けるものとする。助成対象の機械等を変更する場合も同様とする。
- 3 その他、別途公募要領等で定めるとおりとする。

## 第9 成果目標及び目標年度

- 1 成果目標  
事業実施者は、第10の2で算定する項目全てについて成果目標を設定するものとする。
- 2 目標年度  
1に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。

## 第10 採択基準

- 1 スマート水産機械等導入計画の採択に当たっては、第8に基づき選定された機械等を用いてデータを収集・活用し、資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資する取組を行うスマート水産機械等導入計画について優先的に採択するものとする。
- 2 事業実施者は、事業の内容及びメニューに応じたスマート水産機械等導入計画について、別表6により成果目標に係るポイントを算定するものとする。
- 3 当会は事業実施者により記載された成果目標に係るポイントの算定について確認するとともに、本実施規程に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、事業の種類毎に合計ポイントの高い順（同一ポイントを獲得したスマート水産機械

等導入計画が複数ある場合においては、要望額の小さい順)に並べ、予算の範囲内において、1に定める優先的に採択するものであり、かつポイントが上位のスマート水産機械等導入計画から順に採択するものとする。なお、予算の残額がスマート水産機械等導入計画における要望額に満たない場合は、80%を下限とする範囲内でスマート水産機械等導入計画を採択することができる。

- 4 当会は審査にあたり、別途定める委員会設置要領に則り、外部の有識者を含む選定委員会を設置して行うものとする。

## 第11 スマート水産機械等の助成申請

### 1 水産業支援サービス導入タイプ

- (1) 事業実施者は、別途指定する様式により助成金の交付申請書を作成し、当会に提出するものとする。
- (2) 当会は、別途指定する様式のスマート水産機械等導入計画の内容について、第10の採択基準に基づき審査を行い、採択を決定した場合は、事業実施者に対して別記様式第2号により助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (3) 事業実施者は(2)で交付決定を受けた内容を変更(3に定める重要な変更に限る。)、中止又は廃止する場合は別途指定する様式により助成金変更等承認申請書を作成し、当会に提出するものとする。以降の処理は、(2)に準じて行うものとする。
- (4) その他、別途公募要領等で定めるとおりとする。

### 2 一括発注タイプ及び共同利用タイプ

- (1) 事業実施者は、別途指定する様式により助成金の交付申請書を作成し、事業実施機関に提出するものとする。
- (2) 事業実施機関は、(1)の交付申請書のうちスマート水産機械等導入計画等の内容について確認し、適切と認められた場合には、別途指定する様式により当会へ提出するものとする。
- (3) 当会は、(2)により提出された交付申請書等の内容について、第10の採択基準に基づき審査を行い、採択を決定した場合は、事業実施機関に対して別記様式第3号により助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (4) 事業実施機関は、(3)の通知に基づき、事業実施者に対し別記様式第2号により助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (5) 事業実施者は(4)で交付決定を受けた内容を変更(3に定める重要な変更に限る。)、中止又は廃止する場合は別途指定する様式により助成金変更等承認申請書を作成し、事業実施機関に提出するものとする。以降の処理は、(2)から(4)までに準じて行うものとする。
- (6) その他、別途公募要領等で定めるとおりとする。

### 3 重要な変更

1の(3)及び2の(5)に定める重要な変更は次に掲げるものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 補助対象経費の増又は補助対象経費の3割を超える減

## 第12 事業の報告・助成金の支払い

### 1 事業の報告及び助成金の精算払

#### (1)水産業支援サービス導入タイプ

ア 事業実施者は、事業終了後、別途指定する様式によりスマート水産機械等導入助成金実績報告書を作成し、当会に助成金の交付を申請するものとする。

イ 当会は、アのスマート水産機械等導入実績報告書等の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、事業実施者に対して別記様式第4号により通知し、助成金を交付するものとする。

#### (2)一括発注タイプ及び共同利用タイプ

ア 事業実施者は、事業終了後、別途指定する様式によりスマート水産機械等導入実績報告

書を作成し、事業実施機関に提出するものとする。

イ 事業実施機関は、アのスマート水産機械等導入実績報告書が適切と認められた場合には、当会に提出するものとする。

ウ 当会は、イにより提出された実績報告書等の内容を審査し、適切と認められる場合には、助成金の額を確定し、事業実施機関に対して別記様式第5号により通知し、助成金を交付するものとする。

エ 事業実施機関は、助成金の額の確定通知等があった場合には、事業実施者に対してその旨を通知し、助成金を交付するものとする。

## 2 助成金の概算払

### (1) 水産業支援サービス導入タイプ

ア 事業実施者は概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別途指定する様式により概算払請求書を作成し、当会へ請求するものとする。

イ 当会は、アによる概算払請求書を確認し、必要があると認められた場合は、助成金の交付を行うことができるものとする。

### (2) 一括発注タイプ及び共同利用タイプ

ア 事業実施者は概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別途指定する様式により概算払請求書を作成し、事業実施機関へ提出するものとする。

イ 事業実施機関は、提出された助成金の交付申請書が適切と認められる場合には、当会へ提出するものとする。

ウ 当会は、イによる概算払請求書を確認し、必要があると認められた場合は、助成金の交付を行うことができるものとする。

## 第13 事業の中止等

1 当会は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事業実施機関及び事業実施者が、法令、本実施規程又は法令若しくは本実施規程に基づく当会の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施機関及び事業実施者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施機関及び事業実施者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 当会が前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 当会が1(1)～(3)による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 2による補助金の返還及び3による加算金の納付については、当該命令のされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 第14 事業の遅延等

事業実施機関及び事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、速やかに遅延届出書を当会に提出し、その指示を受けなければならない。

## 第15 事業実施状況の報告等

事業実施者は、第11の助成申請時にスマート水産機械等導入計画において設定した成果目標等の達成状況について、事業実施状況報告書を当会に提出しなければならない。

## 第16 機械等の管理等

1 事業事業者及び事業実施機関は、本事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得

財産等」という。)については、補助事業の終了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 事業実施者は、この事業により取得した機械等の管理運営について、当会又は事業実施機関による指導監督の下、財産管理台帳及び管理規程を作成するほか、関係書類を整備保管すること等により、効率的な利用が図られるようにするものとする。
- 3 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### 第17 財産の処分の制限

事業実施者は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ当会に連絡し必要な承認を受けるものとする。

#### 第18 助成金の経理

- 1 事業実施機関及び事業実施者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施機関及び事業実施者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### 第19 その他

- 1 事業の着手は交付決定後に行うものとする。
- 2 当会は、事業実施機関及び事業実施者に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。
- 3 当会は、スマート水産業の推進を図るための公開成果報告会等を積極的に実施することとする。
- 4 その他必要な事項は別途定める。

#### 附則

本規程は、令和4年2月18日から適用する。

別表1（第3関係）

類型	サービス内容	備考
専門作業受託型	漁業者が行う作業を代行する取組	
機械設備提供型	漁業者が使用する水産業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって漁業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする漁業現場に作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	水温、塩分、潮流等の海洋環境や漁獲量等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき漁業者に情報提供・助言等を行う取組	
その他	上記に当てはまらない水産業支援サービスを漁業者に提供する取組	事前に水産庁と協議し、承認を得ることとする。

別表2（第3、第4及び第6関係）

事業の種類	事業メニュー	事業の内容
1 水産業支援サービス導入タイプ	(1) 水産業支援サービス導入タイプ  (2) 技術カスタマイズ支援タイプ	水産業支援サービスの提供を目的とした機械等の導入。  事業メニュー（1）の取組を実施する際の機械等のカスタマイズ。
2 一括発注タイプ	(1) 一括発注タイプ  (2) 技術カスタマイズ支援タイプ	機械等の一括発注により、機械等調達先との価格交渉を通じて、機械等の導入価格を低減させる取組。  事業メニュー（1）の取組を実施する際の機械等のカスタマイズ。
3 共同利用タイプ		スマート水産業の推進を目的とする複数の事業実施者により機械等を共同利用する取組。

別表3 (第3及び第4関係)

事業の種類及びメニュー	事業実施者	採択要件	補助率	補助額上限
1 水産業支援サービス導入タイプ (1) 水産業支援サービス導入タイプ  (2) 技術カスタマイズ支援タイプ	次に掲げる者とする。 (1) 民間企業(別表1に掲げる水産業支援サービス事業のいずれかを実施した実績を有すること。) (2) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会 (3) 民間団体(別表1に掲げる水産業支援サービス事業のいずれかを実施した実績を有し、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等とする。)	事業実施者が、機械等(本事業によって導入する機械等。以下同じ。)を用いた水産業支援サービスを提供することで、次に掲げる要件(1)及び(2)のいずれかが向上すること。  (1) 事業実施者の提供する水産業支援サービスを利用する漁業者の数 (2) 事業実施者の提供する水産業支援サービスを利用する漁業者の生産性  事業の種類及びメニュー1(1)と同時に取り組むこと。	1/2以内 ただし、導入する機械等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する場合にあっては2/3以内  定額	補助率1/2以内の場合は最大1,000万円、補助率2/3以内の場合は最大1,500万円とする。  カスタマイズのベースとなる機械等に対する補助額
2 一括発注タイプ (1) 一括発注タイプ	次に掲げる者とする。 (1) 漁業者グループ(3者以上の漁業者により構成されるグループとする。) (2) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合(導入する機械等により裨益する漁業者が3者以上いること。) (3) 漁業者を直接又は間接の構成員とする団体(法人に限るものとし、導入する機械等により裨益する漁業者が3者以上いること。) (4) その他水産庁長官が適当と認めた	次に掲げる要件(1)～(3)を全て満たすこと。  (1) 機械等の調達先における販売価格(税抜きかつ、オプションや配送料等を含めない本体価格。以下同じ。)が、令和3年11月以前の販売価格の最安値(販売実績が存在しない場合は、卸売業者や製造業者等まで確認を実施し、それでも対応できない場合	1/2以内 ただし、導入する機械等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する場合にあっては2/3以内	補助率1/2以内の場合は最大1,000万円、補助率2/3以内の場合は最大1,500万円とする。

<p>(2) 技術カスタマイズ支援タイプ</p>	<p>団体（法人に限るものとし、導入する機械等により裨益する漁業者が3者以上いること。）</p>	<p>はメーカー希望小売価格）から低減  (2) 機械等1型式当たりの調達台数が3台以上  (3) グループを構成する全ての者の生産性が向上する（事業実施者が団体の場合には、裨益する全ての漁業者が、生産性を向上）  事業の種類及びメニュー2（1）と同時に取り組むこと。</p>	<p>定額</p>	<p>カスタマイズのベースとなる機械等に対する補助額</p>
<p>3 共同利用タイプ</p>	<p>次に掲げる者とする。  (1) 漁業者グループ（3者以上の漁業者により構成されるグループとする。）  (2) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合（導入する機械等により裨益する漁業者が3者以上いること。）  (3) 漁業者を直接又は間接の構成員とする団体（法人に限るものとし、導入する機械等により裨益する漁業者が3者以上いること。）  (4) その他水産庁長官が適当と認めた団体（法人に限るものとし、導入する機械等により裨益する漁業者が3者以上いること。）</p>	<p>次に掲げる要件（1）及び（2）を全て満たすこと。  (1) 機械等を複数の漁業者で共同利用  (2) 機械等を共同利用する全ての者の生産性が向上すること</p>	<p>1／2以内</p>	<p>100万円</p>

別表4（第4関係 事業実施機関の附帯事務費）

採択要件	補助率	補助額上限
一括発注タイプ及び共同利用タイプでの事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務、指導及び検討等を行うこと。	定額	一括発注タイプ及び共同利用タイプの補助額の合計の原則5%

別表5（第6関係）

区分	補助対象経費
1 水産業支援サービス導入タイプ	
（1）水産業支援サービス導入タイプ	機械等整備費
（2）技術カスタマイズ支援タイプ	人件費、賃金、謝金、旅費、備品費、消耗品費、役務費、委託費、その他
2 一括発注タイプ	
（1）一括発注タイプ	機械等整備費
（2）技術カスタマイズ支援タイプ	人件費、賃金、謝金、旅費、備品費、消耗品費、役務費、委託費、その他
3 共同利用タイプ	機械等整備費
4 附帯事務費	人件費、賃金、謝金、旅費、備品費、消耗品費、役務費、委託費、その他

別表6 (第7関係)

目標	ポイント
共通項目	
スマート水産技術導入の新規性に関する項目	<p>①機械等の導入の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に本事業により導入する機械等を利用しており、本事業により取組を拡大するもの…5ポイント</li> <li>・新たに本事業に導入する機械等を利用するもの…10ポイント</li> </ul>
事業別項目	
1 水産業支援サービス導入タイプ	<p>①本事業により導入する機械等の受益者数（利用者数の目標値）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3者～5者…2ポイント</li> <li>・6者～10者…4ポイント</li> <li>・11者～15者…6ポイント</li> <li>・16者～20者…8ポイント</li> <li>・21者以上…10ポイント</li> </ul> <p>②本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスを利用可能な地理的範囲（水産業支援サービスの展開範囲の目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1市町村内…2ポイント</li> <li>・1都道府県内…4ポイント</li> <li>・2～19都道府県…6ポイント</li> <li>・20～39都道府県…8ポイント</li> <li>・40都道府県以上…10ポイント</li> </ul> <p>③本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスを利用することによる受益者側の効果</p> <p>※以下の項目の中で該当するものについてその具体を記載し、記載された項目数と数値目標の有無によりポイントを付ける</p> <p>（項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省人・省力化</li> <li>・省エネ</li> <li>・省コスト</li> <li>・その他の効率化</li> <li>・資源管理への取組</li> <li>・漁場環境改善への取組</li> </ul> <p>（ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1項目…2ポイント</li> <li>・2～3項目…5ポイント</li> <li>・4項目以上…10ポイント</li> </ul> <p>・数値目標がある場合…1項目ごとに3ポイント加算</p>
2 一括発注タイプ	<p>①導入する機械等の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3台…2ポイント</li> <li>・4台～6台…4ポイント</li> <li>・7台～9台…6ポイント</li> <li>・10台以上…10ポイント</li> </ul> <p>②本事業により導入する機械等の利用者数</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3人…2ポイント</li> <li>・ 4～10人…4ポイント</li> <li>・ 11～20人…6ポイント</li> <li>・ 21～30人…8ポイント</li> <li>・ 30人以上…10ポイント</li> </ul> <p>③本事業により導入する機械等を活用することによる効果  ※以下の項目の中で該当するものについてその具体を記載し、記載された項目数と数値目標の有無等によりポイントを付ける</p> <p>(項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省人・省力化</li> <li>・ 省エネ</li> <li>・ 省コスト</li> <li>・ その他の効率化</li> <li>・ 資源管理・漁場改善への取組</li> <li>・ 地域連携に関する取組</li> </ul> <p>(ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1項目…2ポイント</li> <li>・ 2～3項目…5ポイント</li> <li>・ 4項目以上…10ポイント</li> </ul> <p>・ 数値目標がある場合…1項目につき3ポイント加算</p>
3 共同利用タイプ	<p>①本事業により導入する機械等の利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3人…2ポイント</li> <li>・ 4～10人…4ポイント</li> <li>・ 11～20人…6ポイント</li> <li>・ 21～30人…8ポイント</li> <li>・ 30人以上…10ポイント</li> </ul> <p>②本事業により導入する機械等を活用することによる効果  ※以下の項目の中で該当するものについてその具体を記載し、記載された項目数と数値目標の有無によりポイントを付ける</p> <p>(項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省人・省力化</li> <li>・ 省エネ</li> <li>・ 省コスト</li> <li>・ その他の効率化</li> <li>・ 資源管理・漁場改善への取組</li> <li>・ 地域連携に関する取組</li> </ul> <p>(ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1項目…2ポイント</li> <li>・ 2～3項目…5ポイント</li> <li>・ 4項目以上…10ポイント</li> </ul> <p>・ 数値目標がある場合…1項目につき3ポイント加算</p>

別記様式第 1 号

水産業のスマート化推進支援事業事業実施機関助成金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

事業実施機関名  
代表者 殿

東京都中央区八丁堀 1-5-2  
一般社団法人マリノフォーラム 21  
代表理事会長 渡邊 英直

○年○月○日付け（番号）で申請のあった貴殿が行う水産業のスマート化推進支援事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、水産業のスマート化推進支援事業実施規程（令和 4 年 2 月 18 日付け一般社団法人マリノフォーラム 21）第 7 の 1（2）に基づき、通知する。

補助金の確定額は、取組毎の取組に要した実支出額を基に水産業のスマート化推進支援事業実施規程（令和 4 年 2 月 18 日付け一般社団法人マリノフォーラム 21）別表 4 に従って算定される補助金額と、本交付決定額とのいずれか低い額の合計額とする。

なお補助金交付の条件として、事業実施機関及び事業実施者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和 3 年 12 月 21 日付け 3 農産第 1876 号農林水産事務次官依命通知）及び水産業のスマート化推進支援事業実施要領（令和 3 年 12 月 21 日付け 3 水推第 1202 号水産庁長官通知）に従わなければならない。

別記様式第 2 号

水産業のスマート化推進支援事業スマート水産機械等導入助成金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

事業実施者  
代表者 殿

東京都中央区八丁堀 1-5-2  
一般社団法人マリノフォーラム 21  
代表理事会長 渡邊 英直

○年○月○日付け（番号）で申請のあった貴殿が行う水産業のスマート化推進支援事業に係る助成金について、審査の結果、申請のとおり交付することを了承したので、水産業のスマート化推進支援事業実施規程（令和 4 年 2 月 18 日付け一般社団法人マリノフォーラム 21）第 11 の 1（2）に基づき、通知する。

補助金の確定額は、取組毎の取組に要した実支出額を基に水産業のスマート化推進支援事業実施規程（令和 4 年 2 月 18 日付け一般社団法人マリノフォーラム 21）別表 3 に従って算定される補助金額と、本交付決定額とのいずれか低い額の合計額とする。

なお補助金交付の条件として、事業実施機関及び事業実施者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和 3 年 12 月 21 日付け 3 農産第 1876 号農林水産事務次官依命通知）及び水産業のスマート化推進支援事業実施要領（令和 3 年 12 月 21 日付け 3 水推第 1202 号水産庁長官通知）に従わなければならない。

（注 1）第 11 の 2（4）の場合においては、「当会」を「事業実施機関」に読み替えるものとする。

（注 2）一括発注タイプの場合においては、導入を計画している機械等に対する補助対象経費（機械等整備費）について、販売元との価格交渉後の金額についても、併せて記載することとする。

別記様式第3号

水産業のスマート化推進支援事業スマート水産機械等導入助成金の交付決定通知について

番 号  
年 月 日

事業実施機関名  
代表者 殿

東京都中央区八丁堀1-5-2  
一般社団法人マリノフォーラム21  
代表理事会長 渡邊 英直

〇年〇月〇日付け（番号）で提出のあった水産業のスマート化推進支援事業に係る助成金について、審査の結果、下記のとおり交付することを了承し、水産業のスマート化推進支援事業実施規程（令和4年2月18日付け一般社団法人マリノフォーラム21）第11の2（3）に基づき、下記のとおり助成金の交付決定を通知するので、事業実施者に伝達ありたい。

記

1 審査結果

事業の種類及び 事業メニュー	申請件数	助成金交付 決定件数	助成金交付 決定額の計
1 一括発注タイプ (1) 一括発注タイプ (2) 技術カスタマイズ支援タイプ			
2 共同利用タイプ			
合 計			

2 添付資料

別添による審査結果一覧を添付すること。



別記様式第4号

水産業のスマート化推進支援事業スマート水産機械等導入助成金の額の確定通知

番 号  
年 月 日

事業実施者名  
代表者 殿

東京都中央区八丁堀1-5-2  
一般社団法人マリノフォーラム21  
代表理事会長 渡邊 英直

〇〇年〇月〇〇日付け（番号）で貴殿から提出のあった水産業のスマート化推進支援事業スマート水産機械等導入助成金実績報告書の内容を確認した結果、助成額は金 〇〇〇〇〇〇〇〇 円に確定したので、水産業のスマート化推進支援事業実施規程（令和4年2月18日付け一般社団法人マリノフォーラム21）第12の規定に基づき、通知する。

なお、精算額として、金 〇〇〇〇〇〇〇〇 円を別途交付するので、併せて通知する。

別記様式第5号

水産業のスマート化推進支援事業スマート水産機械等導入助成金の額の確定通知について

番 号  
年 月 日

事業実施機関名  
代表者 殿

東京都中央区八丁堀1-5-2  
一般社団法人マリノフォーラム21  
代表理事会長 渡邊 英直

○年○月○日付け（番号）で提出のあった水産業のスマート化推進支援事業スマート水産機械等導入助成金実績報告書の内容を確認した結果、下記のとおり助成額を確定したので、水産業のスマート化推進支援事業実施規程（令和4年2月18日付け一般社団法人マリノフォーラム21）第12の規定に基づき、別添のとおり通知するので、事業実施者に伝達ありたい。

また、本件に係る精算額として、金 円を別途送金するので、事業実施者に支払いありたい。

記

助成金の額の確定の状況

(単位：円)

事業実施者名	代表者氏名	助成額 (確定額)	精算額